

## 議案第 17 号 田川市行政財産使用料条例の一部改正について

### 1 改正理由

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用における建物の使用料について、当該建物の使用料にその敷地の使用料相当額を合算することを明確に規定するための所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 建物を使用する場合の使用料の額

建物の使用料について、当該建物の使用料にその敷地の使用料相当額を合算することを明確に規定するもの。(第 3 条関係)

#### (2) 施行期日 平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

○田川市行政財産使用料条例（昭和39年条例第26号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 前条の使用料の額は、次の各号に掲げる区分による額とし、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税が課されるものについては、当該使用料の額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額とする。</p> <p>(1) 土地 1月につき当該土地の適正な価額に1,000分の5を乗じて得た額以上の額</p> <p>(2) 建物 1月につき当該建物の適正な価額に1,000分の6を乗じて得た額と当該建物の敷地である土地について前項の規定により計算して得られる使用料相当額とを合算して得た額以上の額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合における当該月の使用料の額は、<u>且割り</u>により算出した額とする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 使用料は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、これを無償又は減額することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 前条の使用料の額は、次の各号に掲げる区分による額とし、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税が課されるものについては、当該使用料の額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額とする。</p> <p>(1) 土地 1月につき時価の1,000分の5以上</p> <p>(2) 建物 1月につき時価の1,000分の6以上</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合における当該月の使用料の額は、<u>且割</u>により算出した額とする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 使用料は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを無償又は減額することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(還付)</p> <p>第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>い</u>ずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(還付)</p> <p>第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>